

学校給食における食物アレルギーの対応について

滝川市教育委員会
平成29年3月策定
平成30年3月改定

1. はじめに

学校給食における食物アレルギーの対応につきましては、文部科学省の実施対応指針に基づき、滝川市の基本的な方針や基準を定め、希望する保護者に対し実施します。滝川市における対応基準は次のとおりです。

2. 学校給食における食物アレルギー対応の考え方

- アレルギー対応を希望する場合は原則学校生活管理指導表及び依頼書兼面談表の提出を求めます。
- アレルギーの判断を行う場合には、医師の診断を基に行います。
- アレルギー対応は詳細な献立表対応により実施します。

(給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者が欠食する献立を学校へ通知し、この通知に基づき担任と児童生徒自身が確認しながら、給食から原因食品を除いて食べる対応となります。対応できない場合は弁当を持参していただきます。ただし、児童生徒が自己除去で対応する場合は学校生活管理指導表の提出は求めません。)

3. アレルギー対応の流れ

① 保護者から申請

学校給食においてアレルギー対応を希望する保護者は、入学時、学校生活管理指導表、依頼書兼面談表を学校へ提出する。

② 学校との面談

各学校で学校給食担当教諭等と個別に面談を行い、内容を確認する。

③ アレルギー対応の決定

各学校にて実施内容の確認を行い、個別の対応内容を決定する。

4. 対応の見直し

依頼書兼面談表提出以降、年度途中で主治医からの対応内容の変更指示（アレルゲンとなる食品の変化、症状の軽快、新たな症状の出現等）があった場合は速やかに依頼書兼面談票及び学校管理指導表を各学校へ提出します。

5. その他

学校生活管理指導表に係る費用は保護者負担となります。

(学校運営課 電話 0125-28-8043)